

修学旅行に関わる具体的な対応について

1 修学旅行実施前について

- (1) 別紙ガイドライン、修学旅行旅程、食物アレルギー・既往症調査等の事前調査を事前に配布し、修学旅行参加に関する同意書を提出いただく。（同意いただけない・参加しない生徒への対応は別に定める）
- (2) 家庭での毎日の検温および健康状況の確認を実施し確認表へ記入する。最低でも2週間以上の記録が必要となるので、出発日から換算して14日前からの記録を確実に願います。
- (3) 修学旅行の2週間前から、普段一緒に生活している家族以外との大人数での飲食を控えることや不要不急の外出を控えることなど、感染リスクの高い行動を避けるように、ご家族全員の体調管理に協力をお願いします。

《具体例》

- ①同居家族に発熱や風邪症状等でPCR検査を受ける方がいる場合や、保健所からの連絡で濃厚接触者と指摘を受けた方がいる場合は、その方がPCR検査を受けることになってから結果が出るまでの間、生徒の登校は控えていただくことになるため、出発日までに結果が出ない場合は参加できなくなる可能性がある。
 - ②同居家族にPCR検査を受けた方がいる場合、その検査の結果が陰性であれば登校（参加）は可能となるが、陽性であれば生徒は濃厚接触者となり、14日間の「出席停止」となる。出発日までに出席停止が解除されなければ、旅行への参加はできません。
- (4) 既往症がある場合など、新型コロナウイルスによる重症化リスクの可能性が心配なときは、主治医と確認をしてから旅行に臨んでください。また、必要に応じ担任までその状況について申し出てください。
 - (5) 自治体独自の移動制限の要請等があった場合は、直前に中止または延期となる場合があります。
 - (6) 校内に感染者が出たことに伴い、学校保健安全法第20条により、当該学年または学校全体が臨時休校となり、かつ出発日までに休校が終了しない場合は、修学旅行は中止となります。

2 修学旅行実施当日について

- (1) 体温および健康状況の記録表を必ず持参・提出してください。出発日に発熱や風邪症状がある場合は参加できません。
- (2) 感染症対策のための持ち物（特にマスク複数枚やマスクを入れるビニル袋、タオル複数枚、体温計など）の確認をお願いします。
 - ・不織布マスク（1日最低1枚） ・手指消毒用アルコール（個人使用）
 - ・体温計・ハンカチ（1日1枚:手洗い後に個人で使用） ・ティッシュ
 - ・マスクを置く際の清潔なビニル袋やハンカチ等 ・使用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニル袋を通常の持参物に加えて持参するよう推奨

3 旅行中について

《基本的な考え方》

旅行先で体調不良となった場合、現地まで自家用車やタクシー等、公共交通機関を使わずに迎えに来ていただくことを対応の前提とします。（その際の費用は保護者の負担となりますのでご承知おきください。）

(1) 全般

①基本的感染予防策

- ・食事、入浴、就寝の時間以外は、マスク着用。（熱中症により健康被害が発生すると判断した場合は、換気や人と人との距離を確保した上でマスクを外す）
- ・手指消毒等を徹底する、特にバス乗降時、施設利用時等には、必ず実施する。

②三密（密集・密接・密閉）の回避

- ・可能な限り人と人との距離を取り、場合により会話を控えるよう徹底する。
- ・各所において、集合して密を作る状況を避けるとともに、連絡体制を工夫する。
- ・各利用施設の感染症対策ガイドラインに従って行動する。

③健康観察

- ・各自で体温計を持参し、健康チェックカードを用いて朝・夕に健康確認をする。
- ・自覚症状がある場合には、速やかに申し出るよう指導を徹底する。

(2) 集合場所について

- ・可能な限り、開放した広い場所を確保する。集合の方法、クラスや列の間隔・前後の隊形、並びに移動方法や経路について、余裕を持たせた体制・方法を確保する。
- ・クラス単位等の点呼、短時間での注意指導等も併せて検討・実施する。

(3) 輸送機関・移動時の対策

- ・乗車中は全員マスク着用とし、できるだけ会話を控える。大声での会話はしない。
- ・水分補給以外の飲食は行わない。（おやつは持参しない）

(4) 食事施設・見学地等での対策

- ・各施設・見学地等のガイドラインに従って行動する。
- ・常に「密」を避け、感染を排除できるよう指導する。
- ・各所の設備を利用した手洗い・消毒等を奨励する。
- ・対面での食事はしない。食事中の会話はしない。
- ・感染に備え、見学地等の場所と訪問した時間を記録する。【感染範囲の特定の為】

(5) 宿泊施設

① 部屋

- ・一部屋の人数が複数となる場合は、マスクの着用や換気を徹底し、寝室はパーティションで仕切る等の工夫を業者と協議する。
- ・他の部屋との行き来は禁止する。

② 入浴

- ・入浴のスケジュール管理を行う。可能な限り一度の利用人数・利用時間を制限し、密集を避ける。

・脱衣所ではマスクを着用する。また、脱衣所・浴室では人との距離を確保し、会話を控える。

③食事

- ・食事前後の手洗い及び手指消毒を徹底する。
- ・飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を徹底する。

4 旅行実施中の発症者発生（疑いも含む）時の対応について

《基本駅な対応》

※速やかに発症者の隔離・看護を行い、濃厚接触者の特定と隔離・健康観察を行います。管轄保健所と医師の判断に従い、発症者と濃厚接触者への対応を行います。また、それらの関係者の意見を参考に事後の行程に関する検討を行います。

- (1) 速やかに発症者の隔離・看護を行う。
→基本的に発熱の症状が見られた段階で当該生徒の旅行は中断します。
- (2) 発熱や風邪症状がある場合は、症状が改善するまで別室での待機、別行動とする。
- (3) 保護者へ第一報をする。その後、逐一、状況を連絡する。
- (4) 症状が改善しない場合、現地の医療機関や保健所に連絡し指示を受ける。
- (5) 現地の医療機関受診の場合、医師および管轄保健所・関係機関の指示に従う。
- (6) 同部屋の生徒の体調管理を把握し、濃厚接触者と指定されるかを医師および管轄保健所と協議し、その指示に従う。
- (7) 旅行先で新型コロナウイルスに感染した場合、または濃厚接触者に特定された場合は、原則として現地で保護者に引き渡す。
- (8) 感染者及び濃厚接触者の帰路は、公共交通機関の利用可否等について現地保健所の指示に従う。

5 旅行者との連携（旅行者との確認・依頼）について

《基本的な考え方》

※事前から旅行中、終了後まで綿密に連絡を取り、確認・準備・実施にあたる。

◎日本旅行業協会手引き～業者との確認

- (1) 具体的な対策にあたっての考え方（3項目）
 - ①主な感染経路である飛沫感染と接触感染のそれぞれのリスクに応じた対策を検討。
 - ②飛沫感染は、換気の状態を考慮しつつ、人と人の距離をどの程度確保できるか等を評価。
 - ③接触感染は、他者と共有する物品や手を触れる場所の頻度を特定し、対策を講じる。
- (2) 具体的な感染防止対策
 - ①団体行動中は、可能な限り人との距離を取り場合によりお互いの会話を控える。
 - ②消毒設備の設置・整備等を事前に各所に依頼し、手洗いや消毒の頻度を増やす。
 - ③食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクを着用する。
ただし、気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場

合は、換気や人と人との距離を確保した上で、マスクを外す場合がある。

- ④輸送機関、見学・食事・宿泊施設等に事前及び定期的な消毒と、機能を最大限とした換気を依頼する。

※利用する旅行サービス提供事業者は、原則として適切な感染防止策をとっている事業者に限定することを依頼する。

(3) 生徒、教職員、その他の同行関係者向けの対策

- ①生徒に旅行中の感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、乗り物乗車中や食事中、大浴場利用中の会話を控える等）の事前指導を実施し、対策の実行と理解・協力を要請する。
- ②同居の家族も含め、生徒の出発前の健康観察を徹底し、発熱・体調不良者の参加は取り止めるよう協力をお願いする。
- ③感染者と濃厚接触がある場合は、保健所や医療機関の指示のもと参加の判断をする。
- ④出発前に生徒の体調確認（体温、体調チェック）を行い、発熱や感染の疑いのある症状がある場合には、旅行参加を取り止めることを確認する。
- ⑤旅行中も朝・夕の定期的な検温を実施し、体調不良者の発生等の場合には業者への特段の配慮を依頼する。
- ⑥旅行中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち（1日1枚）として、共用はしない。
- ⑦生徒については、食事アレルギーや既往症の事前調査に加えて、新型コロナによる重症化リスクの可能性も事前に把握し、主治医の見解を保護者へ確認のうえ、学校との協議により参加の是非を検討する。

(4) 旅行行程、運營業務上の対策

- ①旅程上のサービス提供事業者に対して、従業員の体調管理、設備の事前・定期的な消毒の実施、可能な範囲の消毒設備の設置、機能を最大限活用した換気の徹底を依頼する。
- ②体調不良や濃厚接触の疑いのある従業員によるサービス提供は断る。
- ③サービス提供事業者に対して、従業員の感染防止の指導の徹底を依頼する。
- ④旅行開始前・開始後の感染状況の変化等により、旅行の安全かつ円滑な実施が困難、又は困難となる可能性が大きい場合は、学校と業者が協議の上、旅行を中止等の措置を取ることがある。
- ⑤手洗い、うがい、消毒等の環境整備と定期的な実施、並びに健康チェック等に必要な行程上の時間的な余裕を確保し、引率職員に確認の上スケジュール調整等を行う。
- ⑥感染症対策専門家会議で策定された、「換気の悪い密閉空間」「多くの人密集」「近距離での会話や発声」（いわゆる3密）が旅行行程中に起きないように、換気や会話の抑制、人と人との距離の確保等、最大限の注意と配慮を行い、旅行をするよう留意する。

(5) 輸送機関利用上の対策

- ①貸切バスについては、車内の換気機能を最大限に作動させ、マスク着用し、会話を控えるにすることを遵守する事による安全の担保を行う。
- ②バス内での食事は禁止とする。
- ③乗車時には、出来るだけ必要最低限度の会話をする等、生徒には感染症予防のための行

動の徹底を図る。

- ④乗務員・従業員の適切な労務管理を徹底するよう要請する。
- ⑤乗務員・従業員の勤務中の感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼し、旅程中に管理を依頼する。
- ⑥乗務員・従業員に体調不良者が発生した場合、速やかに代替乗務員・従業員の確保を行うように依頼する。
- ⑦労働衛生管理等の関連法令上の義務の順守を要請する。

(6) 宿泊施設利用上の対策

- ①各宿泊施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し、実施する。（空調装置・窓やドア開放による換気、施設・客室・手が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、生徒の動線の確認、従業員の指導・管理徹底等）
- ②従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底するよう要請する。
- ③従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼し、旅程中に管理を行う。
- ④食事は可能な限りバイキングや複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューでの提供を基本とする。また、コップやお箸等は適切な消毒や洗浄、又は使い捨て等の特段な対応を依頼する。
- ⑤食事をとる場面でも、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を徹底する。
- ⑥食事前後の手洗い及び手指消毒の徹底を要請する。
- ⑦館内の設備・売店等を利用するに当り、事前に可能な範囲で「密」を避け、感染を排除する工夫を徹底する。（場合により、時間差をつけた交代制での食事提供、定員を削減した入浴施設の利用等のスケジュール調整・検討等を含む）
- ⑧感染が疑われる生徒が発生した場合は、速やかに情報共有して頂き、保健所の指導に従った濃厚接触者の従業員の職場からの隔離、消毒等の実施を依頼する。
- ⑨衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法令上の義務の順守を要請する。

(7) 食事施設利用上の対策

上記に準ずる

(8) 入場観覧施設利用上の対策

- ①各入場観覧施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼、実施する。（空調装置・窓開けによる換気、施設のうちお客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等）
- ②従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理の徹底を依頼する。

- ③従業員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼する。
- ④施設内の見学経路や利用等において、可能な範囲で「密」を避ける工夫を講じるように依頼する。

(9) 体験学習プログラム等運営上の対策

体験活動施設の感染症対策に関するガイドラインに従った利用が出来るように事前に依頼し、実施する。(空調装置・窓開けによる換気、施設のうちお客様が触れる機会の多い部分等の定期的な消毒、手洗い・消毒設備の設置、利用者への注意喚起、従業員の指導・管理徹底等)

5 旅行後について

- (1) 旅行終了後は健康状態の経過観察を一定期間(2週間が目安)行う。
- (2) 発熱や息苦しい状況が続いた場合、速やかに医療機関の診察を受け、学校と情報を共有する。

6 保護者の皆様への依頼事項

- (1) 生徒の発熱や体調不良、怪我などの事態の際は保護者に連絡を取るなので、旅行中は確実に連絡がとれるよう協力をお願いします。
- (2) 旅行期間中に生徒への連絡が必要になった場合は学校へ連絡する。その後、学校から旅行団へ連絡を行う。
- (3) 保険証コピーでは全額負担となることから、生徒本人に保険証携帯をお願いします。
- (4) 食物アレルギーがある場合、事前調査票、健康上心配がある場合には健康調査票に確実に記入し提出いただく。
- (5) 修学旅行中止により生じるキャンセル料については、その補填が難しいことから、基本的に保護者負担となることを了解いただく。また、修学旅行実施の有無にかかわらず、取組に要した費用及び企画料は必要となることを確認する。
- (7) その他、実施に当たって新たな依頼事項については、確実に保護者に連絡する。